

# 令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

区分		負担額（非課税）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般の方	490円/食	510円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円/食	240円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円/食 （変更なし）	

- ※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。
- ※ 患者の病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。

山口県立総合医療センター 院長

(R7.3 医事課作成)